

全社法発第 265 号  
平成 22 年 12 月 27 日

厚生労働省老健局長 宮島 俊彦 様

全国社会福祉施設経営者協議会  
会 長 高岡 國士

「総合特別区域法案（仮称）」の検討にあたって

政府が、「総合特別区域法案（仮称）」において新たな法令の特例措置、支援措置の対象として、民間事業者による特別養護老人ホーム設置事業があげられていることに関する本会の意見は下記のとおりである。

記

本会は、安定的かつ継続的なサービス提供を利用者へ保障する観点から、特別養護老人ホームの設置主体は、現行制度の枠組みを堅持すべき、との考え方をこれまで一貫して表明してきたところである。

昨今、政府による規制・制度改革や地域主権改革の進行にあいまって、構造改革特区を利用する等の手法をもって、福祉サービスを必要とする人びとの安心かつ安定的な生活を守るとともにその質の確保を図るために設けられているさまざまなルールを、十分な検証も経ずに緩和、撤廃しようとする動きが顕著になっていることについて、強い懸念を持っているところである。

今般、政府が規制・制度の特例措置のみならず、税制・財政・金融上の支援措置をも講じて我が国の成長戦略を推進するという趣旨のもとで株式会社による特別養護老人ホームの設置を認めることは、社会福祉法人制度ひいては社会福祉事業のあり方を根本から否定するものであり、その対象とすることには反対である。